平成２４年（フ）第９８号
富山県南砺市真木665番地
債務者　小坂谷美香
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１２０号
富山県砺波市柳瀬1042番地27
債務者　笠間　妙子（旧姓沢田）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１２７号
富山県高岡市南幸町１番17号
債務者　川原　京子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４３号
石川県珠洲市上戸町北方３字139番地
債務者　北川美奈子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第３２７号
山梨県甲府市住吉４丁目３番28号
債務者　稲葉　みき
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
山梨県甲府市高畑２丁目８番15号　エムテス高畑205号
債務者　矢部　俊雄
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
山梨県南アルプス市飯野3570番地１　コーポアルカディアＢ―202
債務者　野澤　りゑ
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3271番地６
債務者　堀内　一仁
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3271番地６
債務者　堀内　節子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
長野県松本市南松本１丁目12番503号
債務者　森　　都子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３４９号
岐阜市美園町４丁目８番地　ウィークリー翔岐阜401号、住民票上の住所岐阜市長良２丁目69番地１　キャッスルハイツ長良一楽Ⅲ202号室
債務者　原　　博
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
岐阜県高山市赤保木町1238番地２
債務者　坂井　正人（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
大津市衣川３丁目３番18号、前住所大津市衣川１丁目33番39号
債務者　安堵　芳美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５３号
滋賀県甲賀市水口町名坂110番地―103号
債務者　清水　　彰
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５５号
大津市若葉台29番35号
債務者　岡田貴男こと辻貴男こと　辻　　隆朗
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６０号
大津市萱野浦22番28号　エンゼルプラザ瀬田204
債務者　宮　　勝也
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６２号
滋賀県湖南市三雲742番地
債務者　西田　広美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大津地方裁判所民事部